

●香川県告示第177号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び土庄町建設課において平成23年4月26日から同年5月16日まで公衆の縦覧に供する。

平成23年4月26日

香川県知事 浜田 恵造

1 出願年月日

平成23年3月14日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字湊崎字山ノ内甲122番地37地先公有水面、字尼谷甲442番地4から甲446番地に至る地先無番地地先公有水面、字赤石甲447番地8地先無番地地先公有水面、字赤石甲447番地2地先無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +2.09メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点畝木（北緯34度29分30.7607秒、東経134度09分58.3623秒。以下「基点」という。）から89度27分19秒、982.38メートルの地点
②の地点	①の地点から313度41分45秒、10.84メートルの地点
③の地点	②の地点から313度23分24秒、12.33メートルの地点
④の地点	③の地点から313度14分02秒、67.34メートルの地点
⑤の地点	④の地点から312度50分11秒、14.20メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から311度19分52秒、7.13メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から309度29分55秒、7.07メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から307度30分50秒、4.93メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から265度32分37秒、4.96メートルの地点

(3) 面積

527.29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字湊崎字赤石甲447番地2地先無番地、字山ノ内甲122番地37、甲123番地3地先無番地、字尼谷甲442番地10、甲442番地4から甲446番地2に至る地先無番地、字赤石甲447番地8地先無番地地内並びに甲447番地2地先無番地地先公有水面、字山ノ内甲122番地37

地先公有水面、甲442番4から甲446番地2に至る地先無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びEの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から90度23分16秒、970.25メートルの地点
Bの地点	Aの地点から313度14分04秒、130.67メートルの地点
Cの地点	Bの地点から39度59分49秒、30.21メートルの地点
Dの地点	Cの地点から128度59分15秒、12.89メートルの地点
Eの地点	Dの地点から133度30分29秒、120.70メートルの地点

(3) 面積

4,071.16平方メートル

5 埋立地の用途

護岸敷

道路用地